

延岡市中島地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 2 号
改正 平成 17 年 6 月 28 日 条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日向延岡新産業都市計画の中島地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、特に定めのない限り、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、地区計画の区域内の建築物及びその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第 4 条 地区計画の区域内においては、次の各号のいずれかに掲げる建築物を建築してはならない。

- (1) 法別表第 2 (へ) の項第 3 号又は第 5 号に掲げる建築物
- (2) 法別表第 2 (ち) の項第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物
- (3) 法別表第 2 (り) の項第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2 条第 1 項各号のいずれかに掲げる営業の用に供する建築物

(建築物の各部分の高さの制限)

第 5 条 地区計画の区域内における建築物の各部分の高さについては、法第56条に規定する第一種住居地域に係る建築物の各部分の高さの制限の規定を適用するものとし、この制限を超えて当該区域内に建築物を建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 6 条 地区計画の区域のうち地区整備計画に定める A 地区の区域内における建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第 5 条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 第 6 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(当該建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同条の規定に違反することとなった場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)
 - (4) 用途の変更について法第87条第 2 項において準用する第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第 2 号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 1 項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成 8 年 4 月規則第12号で、同 8 年 5 月 1 日か

ら施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第6条の規定に適合しないものについては、その全部を一の敷地として使用する場合に限り同条の規定は適用しない。

附 則(平成17年6月28日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。